

## 小田原市文化振興審議会 第6回会議 次第

日時：令和4年7月29日（金）

15時00分～

場所：おだわら市民活動センターUMECO 会議室1

1 開 会

2 議 題

(1) 新たな支援策について

(2) 小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画の評価について

3 その他

4 閉 会

## 補助金の新規創設について

小田原ならではの

### 文化によるまちづくり基本計画

基本目標 2 文化と触れあう機会をつくる

施策 2 文化活動への支援

基本目標 3 輪を広げる・つなげる

施策 1 文化を支える地域と人材の育成

文化のすそ野を広げ、より多くの市民が文化に触れることができるよう、また、多くの人の文化活動への参加を促進するため、より広い市民、活動団体への支援を行う

### 補助金の創設により

- ・意欲のある団体へ支援ができる。
- ・社会貢献する団体を支援できる。
- ・ふるさと文化基金を、市民による市民のための文化事業の支援に充当することができる。

## 新たな文化活動補助金（案）

### (1) 事業目的

小田原ならではの文化振興補助金は、小田原ならではの多彩な文化を継承し、市民の文化活動の振興を図るため、幅広い分野・地域で文化活動が行われるよう支援する制度です。

活動の充実により、市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現及び文化による魅力と活力あふれるまちの実現に寄与することを目的としています。

### (2) 補助対象分野

小田原市文化によるまちづくり条例第2条の基本理念に沿い、かつ小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画にあげられる9つの小田原ならではの文化に当てはまる分野で、文化によるまちづくりに寄与するもの。

### (3) 補助対象者

- ①市内に住所又は所在地又は活動拠点を有する者又は、市内に活動拠点を有し、かつ、市民が含まれる団体であること。
- ②小田原市の市税等を滞納していないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団密接関係者でないこと。

#### (4) 補助金の種類・補助額・補助率

区分	社会包摂型アクティビティコース	他分野ネットワークコース
対象活動内容	年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人が文化に触れる機会を充実させることを目的とし、教育や福祉の分野と連携して広く行われる文化活動や事業	小田原ならではの文化の、さらなる魅力の創出のため、様々な分野と連携して、市内各所に点在する歴史的・文化的資源を有効活用し、文化活動を行う事業
補助上限額	40万円	
補助率	補助対象額の1/2	
補助対象回数	同一事業と判断される事業に対しては3回まで ※毎年度申請・審査が必要	

※補助対象額とは、対象となる事業に直接要する経費から、国・県・その他地方公共団体の補助金等を控除した額

#### (5) 審査、選考方法

- ・申請する補助金の種類ごとに、小田原市文化振興審議会の分科会による審査・選考を経て決定されます。
- ・第一次審査（書類審査）で第二次審査を受けることのできる事業を選考し、第二次審査（プレゼンテーション審査）を公開で実施し、内容を評価・選考します。
- ・基本の審査基準と、補助金ごとの評価項目（公益性・自主性・創造性・地域性・発展性・波及効果・事業実現性・費用対効果）をもとに、小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画の基本目標を、いかに高められる内容であるかを総合的に評価し、選考します。

#### (6) 交付手続き

申請受付期間 10月～12月

補助金交付申請書・事業計画書・収支予算書・団体概要等を直接・郵送・メールで文化政策課宛て提出

第一次審査 2月中旬（書類審査）

第二次審査 3月中旬（プレゼンテーション審査）

交付決定 4月（審査結果に基づき、補助金交付事業を決定します）

交付申請

補助金交付 ※交付申請を受けてから、1か月以内に振り込みます。

事業実施 翌年3月まで

実績報告 事業終了後提出

## 審査方法

- ・申請する補助金の種類ごとに実施
- ・小田原市文化振興審議会の分科会が審査する
- ・基本の審査基準、各コースの評価項目、基本計画の基本目標をいかに高められる内容であるかをもとに審査する。
- ・1位から補助額を充当し、予算がなくなると対象とする。
- ・「基本の審査基準」をすべて満たし、さらに、補助金ごとの評価項目について50点以上の事業について、補助対象事業とする。

### 基本の審査基準

- 1 事業目的及び内容は、補助金の交付の目的に合っているか。
- 2 事業計画は、補助の要件（補助対象者、補助対象事業で定めている項目）を満たしているか。
- 3 補助申請額は、正しく算出されているか。

### 補助金ごとの評価項目（各コースに、基本計画の加点分をプラスして評価点をだす）

	10点	公益性	市の文化振興に効果が十分に発揮されるか、市の基本計画の目標・施策に貢献しているか、市民の利益に貢献しているか
①	社会包摂型アクティビティコース (全ての人が文化に触れる機会を充実させることを目的に行われる文化活動や事業)	10点	共生理念が表現されているか、活動内容に独自性を有し、創造性が認められる内容か
		10点	地域の特徴を生かしているか
		10点	さらなる活動の広がりが見込めるか
		10点	地域・社会への波及効果が持続的に期待できるか
		10点	事業目標は達成できる内容か、事業実施のために適切な体制・計画となっているか
		10点	事業費は適切か、補助額に見合った効果が期待できるか
		10点	市の文化振興に効果が十分に発揮されるか、市の基本計画の目標・施策に貢献しているか、市民の利益に貢献しているか
②	他分野ネットワークコース (さらなる魅力の創出のため、様々な分野と連携して文化活動を行う事業)	10点	共同開催によりプラスのメリットが生み出されているか、活動内容に独自性を有し、創造性が認められる内容か
		10点	地域の特徴を生かしているか
		10点	さらなる活動の広がりが見込めるか
		10点	地域・社会への波及効果が持続的に期待できるか
		10点	事業目標は達成できる内容か、事業実施のために適切な体制・計画となっているか
		10点	事業費は適切か、補助額に見合った効果が期待できるか
		10点	市の文化振興に効果が十分に発揮されるか、市の基本計画の目標・施策に貢献しているか、市民の利益に貢献しているか

# 基本計画への貢献度審査

基本目標1	小田原ならではの魅力を活かす	貢献	やや貢献	影響なし	合計
施策1	文化を守り伝える	2	1	0	
施策2	文化資源の保存と活用	2	1	0	
基本目標2	文化と触れあう機会をつくる	貢献	やや貢献	影響なし	合計
施策1	文化・芸術拠点である小田原三の丸ホールの活用	2	1	0	
施策2	文化活動への支援	2	1	0	
施策3	文化・芸術に触れる身近な機会の充実	2	1	0	
基本目標3	輪を広げる・つなげる	貢献	やや貢献	影響なし	合計
施策1	文化を支える地域と人材の育成	2	1	0	
施策2	文化の多彩な情報発信	2	1	0	
施策3	交流の促進	2	1	0	
施策4	他分野や人材・団体等との連携	2	1	0	
施策5	産業・観光との連携による魅力の創出	2	1	0	
基本目標4	未来のまちを創造する	貢献	やや貢献	影響なし	合計
施策1	文化を創造する風土を高める	2	1	0	
施策2	デジタル文化の活用	2	1	0	
施策3	発信力を高める	2	1	0	
施策4	持続可能なまちをつくる	2	1	0	

皆さんの  
文化活動を  
応援します

案

# 小田原ならではの 文化によるまちづくり 活動賞

アピールの場

創作等のモチベーションがあがる

市民参加のきっかけ

○年度 応募期間 ○月○日 (○) ~ ○月○日 (○)

小田原には、長い歴史の中で多彩な文化が花開いてきました。小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画では、小田原ならではの文化の特徴を9つにわけ、表現しています。

「小田原ならではの文化によるまちづくり活動賞」は、まち中で展開している市民の皆様の多様な文化活動をさらに発展していただくため、創設しました。市民の皆様が行っている文化に関わる活動の発表の場・アピールの場であり、文化活動を行う皆さんの交流の場となり、市民参加のきっかけとなることを目的としています。文化を担う人・もの・コトに注目し、まちの魅力を発信することが、世界に輝く小田原のまちをつくると考えています。

## 対象

- 市内で行われている活動であること
- 小田原ならではの文化、または小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画の基本施策に沿う内容であること。

## 賞

- 市民チョイス賞(二次選考対象者にも投票権有り)及び各委員による特別賞

## 選考の基準

- 小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画の、目指すまちの姿及び基本目標に則して選考する。

## 表彰の流れ

応募期間:令和○年○月○日  
~○月○日

提出書類:活動実績書

応募方法:窓口へ直接または  
メールで

一次選考  
(書類選考)  
日程:○月上旬

二次選考(公開選考会)

日程:○月中旬

場所:○○○

※当日中に選考結果公表・表彰

## 発表会

二次選考対象者には、活動内容を披露していただくことがあります。

